第５　個人情報の取得に関する義務

１　適正な取得【法第17条関係】

福祉関係事業者は、偽りその他不正な手段により、又は十分な判断能力を有していない子供、障害者等から個人情報を取得してはならない。

２　取得時の利用目的の通知又は公表【法第18条関係】

福祉関係事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

３　書面等による直接取得時の利用目的の明示【法第18条第２項関係】

福祉関係事業者は、契約書、懸賞応募はがき、アンケートやユーザー入力画面への打ち込みなど書面等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産（法人の所有のものも含む。以下同じ。）の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合には、２の規定（法第18条第１項）に基づいて、取得後速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

なお、「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

なお、障害者については、手話、点字等の方法により本人に対し、その利用目的を明示することや、知的障害者等に対して平易な表現を用いて説明すること等、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うことが望ましい。

４　利用目的の通知等をしなくてよい場合【法第18条第４項】

次に掲げる場合については、２、３及び第４の２⑵の規定（法第18条第１項から第３項まで）は適用しない。

⑴　児童虐待や障害者虐待に関連した情報の利用目的を加害者である本人に通知することにより、虐待を悪化させるおそれがある場合等、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

⑵　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより福祉関係事業者の権利または正当な利益を害するおそれがある場合

⑶　犯罪の捜査等への協力要請を受け、捜査機関等から被疑者に関する容姿その他の特徴等の情報を取得した場合等、国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

⑷　在宅サービスを行う場合に、自宅の住所、電話番号といった個人情報を取得し、在宅サービスのためのみに利用する場合等、取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合

第６　個人データの管理に関する義務

１　データ内容の正確性の確保【法第19条関係】

福祉関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

なお、第三者提供により他の福祉関係事業者から個人情報を入手した際に当該個人情報の内容に疑義が生じた場合には、記載内容の事実に関して本人又は情報の提供を行った者に確認をとることが望ましい。

２　安全管理措置【法第20条関係】

福祉関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。その際、福祉関係事業者において、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

例えば、入退館（室）管理の実施や機器・装置等の固定等の物理的安全管理措置、個人データを取り扱う情報システムについて個人情報データに対するアクセス管理（ＩＤやパスワード等による認証、各職員の業務内容に応じて業務上必要な範囲にのみアクセスできるようなシステム、個人情報データにアクセスする必要がない職員がアクセスできないようなシステムの採用等）や、個人情報データに対するアクセス記録の保存等の技術的安全管理措置、保存する個人データと廃棄又は消去する個人データを区別し、不要となった個人データを、焼却や溶解など復元不可能な状態にして廃棄する等の措置を講ずるものとする。また、福祉関係事業者は、安全管理措置に関する取組を一層推進するため、安全管理措置が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証するほか、必要に応じて福祉サービスの第三者評価など外部機関による検証を受け、改善を図ることが望ましい。

３　従業者の監督【法第21条関係】

福祉関係事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督をしなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育並びに研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講じる必要がある。特に、関係各法において守秘義務が設けられている場合には、その順守を徹底する必要がある。

（関係各法において守秘義務が設けられている例）

・　社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第46条）
・　介護福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法第46条）
・　精神保健福祉士（精神保健福祉士法（平成９年法律第131号）第40条）
・　保育士（児童福祉法第18条の22）
・　指定居宅介護事業所の従業者及び管理者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第36条第１項及び第２項）
・　指定重度訪問介護事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第43条第１項）
・　指定同行援護及び指定行動援護事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第43条第２項）
・　基準該当居宅介護事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第48条第１項）
・　基準該当重度訪問介護事業所、基準該当同行援護事業所及び基準該当行動援護事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第48条第２項）
・　指定療養介護事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第76条）
・　指定生活介護事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第93条）
・　指定短期入所事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第125条）
・　指定重度障害者等包括支援事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第136条）
・　指定共同生活介護事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第154条）